

令和6年度 いじめ防止に関する基本方針

野田市立川間中学校

1 基本的ないじめ防止対策に関する考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危害を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。したがって、いじめ問題への取り組みにあたっては、いじめ防止対策推進法の下に、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進めていく必要がある。生徒の尊厳が守られるように、全職員が共通理解のもと、いじめの防止、早期発見、及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に行っていく。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

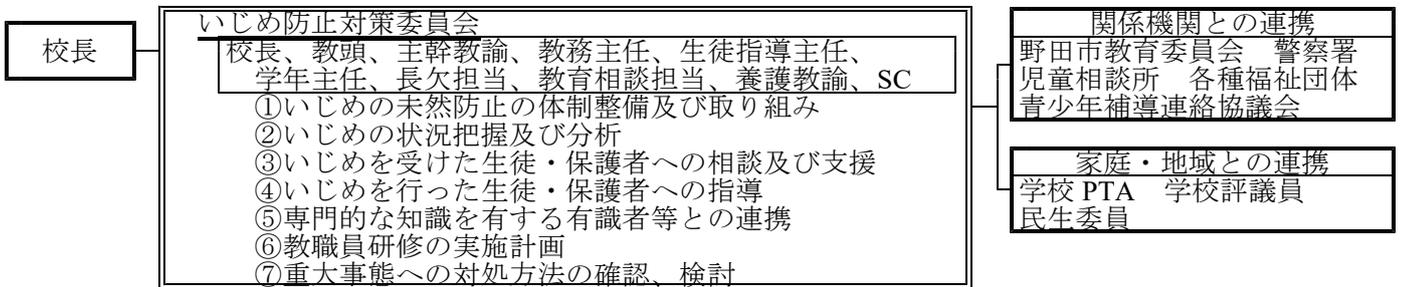
3 いじめ防止に関する組織と具体的活動

いじめ防止対策推進法

本校のいじめ等に関する方針

生徒の生きる力と自分と他者の命を大切にすることを育むとともに、「いじめは許されない行為である」という意識を高め、いじめを根絶する。

- ①道徳教育の充実 ②早期発見のための措置 ③相談体制の整備 ④インターネットに関する対策
⑤いじめ防止対策に従事する職員の確認 ⑥啓発活動及び調査研究の推進 ⑦人権教育の推進



職員会議

いじめの防止	いじめの早期発見	いじめの対応
<p>「いじめ」は、どの学校にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳教育・学級活動の充実 →道徳授業の実践による心の耕し 体験教育の充実 →ボランティア、職場体験、伝統芸能、協働学習 人権教育の充実 →人権講演会 生徒会活動の活性化 →いじめ撲滅スローガン作成 わかる授業と授業規律の徹底 →3つの学習規律 →学習での自己有用感 情報モラル指導の充実 →ネットトラブルの講演会 →家庭でのルール作り →警察署生活安全課と連携 スクールカウンセラー等の活用 教職員の言動の見直し 危機管理体制の組織の確立 	<p>早期発見することが、早期解決に繋がるという認識のもと、様々な手段を用いて、様々な情報の収集に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学級経営の見直し →生活記録ノート →普段の声かけ →日々の情報交換 アンケートの実施、分析 →いじめ（7月、11月） 相談体制の整備 →教育相談（7月、11月） →担任との二者面談（随時） →SCとのカウンセリング 学校自由参観（12月） ネットパトロール 保護者との情報交換 →普段の電話連絡 →保護者会（4、7、3月） →教育相談（11月） 教職員の資質向上研修 	<p>問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うという認識のもと、被害生徒の苦痛緩和を最優先とした対応を行う。</p> <p>いじめ情報</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会の招集 いじめられた生徒の徹底保護 見守る体制の整備（登下校、休み時間、授業中、給食、清掃、放課後等） <p>↓</p> <p>担任、学年主任、生徒指導主任に連絡し、管理職に報告</p> <p>↓</p> <p>正確な実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。 個々に聴き取りを行う。 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。 <p>↓</p> <p>指導体制・方針決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導のねらいを明確にする。 すべての教職員の共通理解を図る。 対応する教職員の役割分担を考える。 教育委員会、関係機関との連携を図る。
<p>今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的に指導や支援を行う。 カウンセラー等の利用も含め、心のケアにあたる。 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。 	<p>子どもへの指導・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。 いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う。 <p>←</p> <p>保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接会って具体的な方針や対策を話す。 	

4 いじめ発見のポイント

場面等	観察の視点
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・朝いつも誰かの机が曲がっている。 ・理由もなく、一人で早く登校したり、一人で下校することが増える。 ・一緒に登下校する友だちが違ってくる。 ・下を向いて視線を合わさないようになる。 ・元気がなく浮かない顔をする。あいさつをしなくなる。 ・特に用事もないのに、教職員に近づいてくる。
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻、欠席が増え、理由を明確に言わない。 ・体調不良（頭痛、腹痛、吐き気）を訴える。 ・表情が暗く、どことなく元気がない。
授業の開始時	<ul style="list-style-type: none"> ・担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ・用具、机、イスなどが散乱している。 ・席を替えられている。 ・周囲が何となくざわついている。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・授業道具等の忘れ物が目立つ。 ・頭痛、腹痛等を頻繁に訴え、保健室によく行くようになる。 ・周囲の状況に関わらず、一人でじっとしている。 ・教科書、ノート等に落書きが目立つ。 ・他の子どもたちから発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。 ・発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。 ・特定の子どもとの机との距離を離す。 ・教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。 ・授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。 ・用もないのに職員室等へ来たり、階段や廊下を一人で歩いていたりすることが多い。 ・遊びと称して、友だちとふざけあっているが、表情が暗い。 ・遊びの中でいつも同じ役をしている。 ・お金や物品の受け渡しを行っていることがある。
給食時	<ul style="list-style-type: none"> ・好きなものを他の生徒にあげる。 ・嫌われるメニューの時、多く盛られる。 ・食べ物にいたずらをされる。 ・その子どもが配膳すると嫌がられる。 ・食事の量が減ったり、食べなかったりする。 ・班にすると机と机の間に隙間がある。
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ・目の前にゴミを捨てられることがある。 ・人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人でしたりする。 ・友だちに誘われてさぼることが多くなる。 ・いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている。 ・教職員がいないと掃除がきちんとできない。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらをされたりする。 ・衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。 ・靴や傘が隠されていることがある。 ・急いで一人で帰宅したり、みんなが帰るまで帰宅しなかったりする。 ・教職員の近くから離れようとしなない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・わざとらしくはしゃいでいる。 ・おどおど、にやにや、にたにたしている。 ・いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。 ・ときどき涙ぐんでいる。 ・友だちに悪口を言われても言い返せなかったり、愛想笑いをする。 ・掲示物が破れていたり落書きがあったりする。 ・理由もなく成績が突然下がる。 ・グループ分けをすると毎回必ず残る。